

令和3年5月14日

福岡市政記者 各位

経済観光文化局国際経済・コンテンツ部国際経済課

緊急事態措置に伴う 「売上が減少した事業者への支援金」の拡充について

令和3年5月の緊急事態措置に伴う飲食店等の休業・時短要請や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受け売上が減少した事業者のうち、国の支援金や県の協力金の対象とならない事業者に対し、「売上が減少した事業者への支援金」を支給することとしております。

このたび、福岡県との連携が整ったことにより、支援内容を拡充しますのでお知らせします。

記

1 支援金の拡充内容

(1) 月次支援金への変更

支援金は月毎の給付とします。※過去の緊急事態措置時は対象期間中1回限りの給付

(2) 支給額の上限を増額（国と同額）

法人の支給額を、上限15万円から**20万円を増額**します。

※個人事業者は上限10万円から変更なし

2 支援対象者（令和3年5月の売上が減少した事業者）

(1) 飲食店と取引がある事業者等、国の支援金の対象業種で売上が30%以上50%未満減少した事業者（50%以上減少した事業者は国が支援）

(2) 国や県の支援対象とならない業種で売上が50%以上減少した事業者

※詳細については調整中であり、国の制度が確定した後、市ホームページに掲載します。

3 スケジュール

令和3年6月中旬 申請受付開始（国の制度が確定した後、実施予定）

令和3年6月下旬 支給開始（国の制度が確定した後、実施予定）

※参考 現在実施している支援金に関するお問い合わせ先

「福岡市売上が減少した事業者への支援事務局（専用ダイヤル）」

電話番号 092-286-7137

受付時間 9:00～17:00（平日のみ）

<担当課>

経済観光文化局 国際経済課

担当：上原、三浦

市政記者各位

令和3年5月3日
経済観光文化局

まん延防止等重点措置の要請等を受けた経済支援策について

(既決予算で対応)

①【売上が減少した事業者への支援】(まん延防止等重点措置が適用された場合の対応)

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受け売上が減少した事業者のうち、国や県の支援金等の対象とならない事業者に対し、法人は15万円、個人事業者は10万円を上限に支援する。

対象事業者：・飲食店と取引がある事業者等、国の支援金の対象業種で売上が30%以上50%未満減少した事業者(50%以上減少した事業者は国が支援)
・国や県の支援対象とならない業種で売上が50%以上減少した事業者

申請開始：令和3年6月中旬頃(国の制度が確定した後、実施予定)

支給開始：令和3年6月下旬頃(国の制度が確定した後、実施予定)

※「まん延防止等重点措置」の期間を対象に再実施

(予備費等で対応)

②【地域の飲食店を支えるテイクアウト支援】※昨年度実施事業の再実施

テイクアウトに取り組む飲食店に対し、割引などの特典を付けていただくことで、1店舗あたり10万円を支援する。

申請開始：令和3年5月下旬頃

支給開始：令和3年5月下旬頃

(既決予算で対応)

③【感染症対応シティ促進事業】

市民に商品販売やサービス提供を行う来店型の施設等を対象に、感染症対策強化の取り組みにかかる物品・サービス導入経費や工事経費の3分の2、60万円(うち、物品・サービス導入経費は上限20万)を上限に支援する。

申請期間：令和3年3月10日～令和3年6月30日

(既決予算で対応)

④【地域を支える商店街支援事業】

市民が安全に商店街を利用できるよう、商店街が取り組む感染症対策にかかる費用の5分の4、50万円を上限に支援する。

申請期間：令和3年3月8日～令和4年3月31日

※ 事業者(市民)向け問い合わせ先は、別途、福岡市ホームページにてお知らせいたします。

市政記者各位

令和3年5月7日
経済観光文化局

緊急事態宣言の発令を受けた経済支援策について

(補正予算で対応)

①休業要請への協力店舗等への家賃支援

福岡県からの休業要請に協力した飲食店等を対象に、店舗等の賃料1カ月分の5分の4、50万円を上限に支援する。

申請開始：令和3年6月中旬頃

支給開始：令和3年6月下旬頃

(既決予算で対応)

②売上が減少した事業者への支援

飲食店等の休業・時短要請や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受け売上が減少した事業者のうち、国・県の支援金等の対象とならない事業者に対し、支援金を支給する。

対象事業者：・飲食店と取引がある事業者等、国の支援金の対象業種で売上が30%以上50%未満減少した事業者（50%以上減少した事業者は国が支援）
・国の支援対象とならない業種で売上が50%以上減少した事業者

申請開始：令和3年6月中旬頃（国の制度が確定した後、実施予定）

支給開始：令和3年6月下旬頃（国の制度が確定した後、実施予定）

(補正予算で対応)

③地域の飲食店を支えるテイクアウト支援

テイクアウトに取り組む飲食店に対し、割引などの特典を付けていただくことで、1店舗あたり10万円を支援する。

申請開始：令和3年5月下旬頃

支給開始：令和3年5月下旬頃

※ 事業者（市民）向け問い合わせ先は、別途、福岡市ホームページにてお知らせいたします。